

第 8 期高知県保健医療計画の概要等について

第8期保健医療計画について

医療計画とは

- ・ 医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県民が身近なところで質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムのめざすべき目標と基本的方向を明らかにするもの
- ・ 「各種基準病床数」、「5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害医療）+在宅医療の医療体制等の整備」、「医療従事者の確保・養成」、「地域医療構想」、「外来医療提供体制の確保」等について、現状・課題・施策の三つの視点で記載
- ・ 計画期間は6年間（現在の第7期保健医療計画は平成30年度～令和5年度まで）

第8期計画のポイント等

① 新たに「**新興感染症**」が追加され「5疾病**6事業**+在宅」となる

今般の新型コロナ対応の知見や課題を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時に、病床の確保等、必要な対策が機動的に講じられるよう、令和3年医療法改正により、令和6年度からの第8次医療計画の記載事項に新たに「新興感染症」等の対応が追加される

② 医療計画以外に様々な計画が策定されることとなり、整合性など留意が必要

令和5年度に策定される計画：外来医療計画、医師確保計画、介護保険事業計画 など

※なお、地域医療構想については、令和7年度までの計画と期間となり、第8期計画においては、

R7における「病床の必要量」など大きな変更はない。

計画策定に係る高知県の検討体制について

高知県医療審議会 (R5開催)1月予定

高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会 (R5開催) 10/11

(5疾病)

◇各検討会議等 (R5開催)
 がん 7/24,10月予定
 脳卒中 } 8/16,
 心血管疾患 } 10月予定
 糖尿病 9/11,11/9
 精神疾患 9/11

(6事業)

◇各協議会等 (R5開催)
 小児医療 10月予定
 周産期医療 8/22
 救急医療 10月予定
 災害医療 4/25,10/5
 へき地医療 7/19,8/16
 新興感染症 7/28,10/24

(在宅医療)

在宅医療体制
 検討会議
 (R5開催) 9/11

(医療従事者確保)

医療従事者確保
 推進部会
 (R5開催)7/19,8/16

意見聴取

日本一の健康長寿県構想推進協議会、地域医療構想調整会議等 (各圏域)

第8期保健医療計画の策定スケジュール(予定)

会議名	3月	R5年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会											計画原案 の承認	パブリック コメント	計画の 答申
前回策定時 開催日		4月27日									1月19日		3月12日
保健医療計画 評価推進部会								第1回 計画の構 成、スケ ジュール、 保健医療 圏と基準 病床数、 地域医療 構想、外 来医療計 画等	第2回 5疾病6事 業・在宅医 療・医療従 事者確保 について	第3回 5疾病6事 業・在宅医 療につい て			
前回策定時 開催日								9月22日	11月14日	12月27日			
各検討部会等		5疾病6事業検討会議等における素案検討 関係会議等での意見聴取等											
国	基本方針、 作成指針 の通知(新 興感染症 除く)		作成指針 の通知(新 興感染症)	作成指針 の改正通 知(基準病 床)									

2月議会
へ報告
計画の
告示
国への
報告

第8期保健医療計画の協議項目について

追加

← 今回新たに追加された項目

◎ ← 会議で説明を行う項目

○ ← 会議で説明は行わない項目(質疑で協議は実施)

第8期計画の項目(案)			第1回 評価部会	第2回 評価部会 (予定)	第3回 評価部会 (予定)	担当課
章	節	項目名				
第1章	保健医療計画の基本的事項		◎			医療政策課
	第1節	保健医療計画策定の趣旨				
	第2節	計画の基本理念				
	第3節	計画の期間				
	第4節	関連する他の計画				
第2章	地域の現状		◎			医療政策課
	第1節	地勢と交通				
	第2節	人口構造				
	第3節	人口動態				
	第4節	医療提供施設の状況				
	第5節	県民の受療動向				
第3章	保健医療圏と基準病床		◎			医療政策課
	第1節	保健医療圏				
	第2節	基準病床	◎			
第4章	医療従事者の確保と資質の向上		◎			医療政策課 保健政策課 医療政策課 薬務衛生課
	第1節	医師				
	第2節	歯科医師				
	第3節	薬剤師				
	第4節	看護職員				
	第1	看護師・准看護師				
	第2	助産師				
	第3	保健師				
	第5節	その他の保健医療従事者				
	第1	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士				
	第2	管理栄養士・栄養士				
	第3	歯科衛生士・歯科技工士				
	第4	医療ソーシャルワーカー				

第5章	医療提供体制の充実		◎			医療政策課
	第1節	患者本位の医療の提供				
	第2節	医療の安全の確保				
	第3節	薬局の役割				
	第4節	公立・公的病院等及び 社会医療法人、地域医療支援病院の役割	◎			医療政策課
第6章	5疾病の医療連携体制		◎			健康対策課 保健政策課 保健政策課 保健政策課 障害保健支援課
	第1節	がん				
	第2節	脳卒中				
	第3節	心筋梗塞等の心血管疾患				
	第4節	糖尿病				
	第5節	精神疾患				
第7章	6事業及び在宅医療などの医療連携体制 (災害時における医療、新興感染症を含む感染症を除く)		◎			医療政策課 医療政策課 医療政策課 医療政策課 在宅医療推進課 保健政策課 在宅医療推進課 医療政策課 健康対策課 在宅医療推進課
	第1節	救急医療				
	第2節	周産期医療				
	第3節	小児救急を含む小児医療				
	第4節	へき地医療				
	第5節	在宅医療				
	第6節	歯科保健医療				
	第7節	移植医療等				
	第8節	難病				
	第9節	高齢化に伴い増加する疾患対策				
第8章	健康危機管理体制		◎			保健政策課 保健政策課 健康対策課 薬務衛生課
	第1節	総合的な健康危機管理対策				
	第2節	災害時における医療				
	第3節	新興感染症を含む感染症				
	第4節	医薬品等の適正使用				
第9章	地域医療構想		◎			医療政策課
第10章	外来医療に係る医療提供体制の確保(外来医療計画)		◎			医療政策課
第11章	医師確保計画		◎			医療政策課
第12章	計画の評価と進行管理		◎			医療政策課

第8期保健医療計画案 第1回説明項目における見直しのポイント・主な変更点

章	項目名	見直しのポイント・主な変更点	担当課
第1章	保健医療計画の基本的事項	・新たに追加された事業（新興感染症）や計画の位置づけ等を追記	医療政策課
第2章	地域の現状	・本県の医療提供体制の状況等を記載しており、数値等を最新値に更新 （→ 全体として、人口、医療資源等など減少傾向）	医療政策課
第3章	保健医療圏と基準病床	・保健医療圏等の見直しはなし ・「基準病床」について、新たに国より示された基準により、見直しを実施	医療政策課
第4章	医療従事者の確保と資質の向上		
	第4節 看護職員	・本県の状況を記載しており、数値等を最新値に更新（2つの看護師養成施設廃止予定、新たな分野での認定看護師教育機関の開講等） ・施策の方向性など大きな変更点なし	保健政策課 医療政策課
	第5節 その他の保健医療従事者	・数値等を最新値に更新、施策の方向性など大きな変更点なし	保健政策課 医療政策課
第5章	医療提供体制の充実	・第1節のかかりつけ医機能に係る記載を第10章へ移動、第2節にコロナ対応実績を踏まえICNに関する取組を追記、施策の方向性など大きな変更点なし	医療政策課
第7章	6事業及び在宅医療などの医療連携体制 （災害時における医療、新興感染症を含む感染症を除く）		
	第7節 歯科保健医療	・中山間地域における歯科医師確保等について追記	保健政策課、医療政策課、 在宅療養推進課
	第8節 移植医療等	・数値等を最新値に更新、施策の方向性など大きな変更点なし	医療政策課
	第9節 難病	・難病法の改正後の取扱、連携体制の充実等について追記	健康対策課
第8章	健康危機管理体制		
	第1節 総合的な健康危機管理対策	・施策の方向性など大きな変更点なし	保健政策課
第9章	地域医療構想	・定量的基準に係る記載を追加 ・令和7年度までの計画のため、大きな変更点なし	医療政策課
第10章	外来医療に係る医療提供体制の確保	・外来機能報告に関する記載を追加 ・紹介受診重点医療機関に関する記載を追加 ・かかりつけ医機能に係る記載を第5章第1節から移動	医療政策課
第12章	計画の評価と進行管理	・数値、名称等を一部更新。評価、進行管理の方法等は変更なし。	医療政策課